

## 堺市小規模住居型児童養育事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第8項の規定により保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）の養育に関し相当の経験を有する者等の住居（以下「ファミリーホーム」という。）において養育を行う小規模住居型児童養育事業（以下「本事業」という。）の実施について、関連法令に定めがあるもののほか必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 養育里親 法第6条の4第2項に規定する者をいう。
- (2) 専門里親 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第1条の36に規定する者をいう。
- (3) 委託児童 法第27条第1項第3号の規定により本事業を行う者に委託された児童をいう。
- (4) 里親委託児童 法第27条第1項第3号の規定により養育里親又は専門里親（以下「養育里親等」という。）に委託された児童をいう。
- (5) 直接処遇職員 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設（以下「児童養護施設等」という。）において、要保護児童の養育に携わっている児童指導員及び保育士などの職員をいう。

(本事業の内容)

第3条 本事業は、法第27条第1項第3号の規定による委託を受け、養育者の住居を利用し、次に掲げる事項に留意し、要保護児童の養育を行うものとする。

- (1) 要保護児童を養育者の家庭に迎え入れて、きめ細かな養育を行うこと。
- (2) 児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重した養育を行うこと。
- (3) 児童の権利を養護するための体制及び関係機関との連携その他による支援体制を確保しつつ、養育を行うこと。

(事業者)

第4条 本事業は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、市長が適当と認めた者（以下「事業者」という。）が行うものとする。

- (1) 養育里親等として里親委託児童の養育経験を有する者が、養育者となり、自らの住居をファミリーホームとし、自ら事業者となるもの
- (2) 児童養護施設等の直接処遇職員として、児童の養育経験を有する者が、養育者となり、自らの住居をファミリーホームとし、自ら事業者となるもの

(3) 児童養護施設等を設置する法人が、その雇用する職員を養育者とし、当該法人が当該職員に提供する住居をファミリーホームとし、当該法人が事業者となるもの  
(事前相談)

第5条 本事業を行おうとする者は、市長に対し、事前に相談を行わなければならない。  
養育者を変更しようとする場合も同様とする。

2 前項の規定による事前相談に当たり、本事業を実施しようとする者は、第10条に規定する届出書及び添付書類のほか、養育者及びその世帯の同居人並びにファミリーホームの規模及び設備について、次に掲げる書類を市長に提出し、市長の助言及び指導を積極的に取り入れるものとする。

(1) 養育里親等における要保護児童の養育経験期間等に関する児童相談所長の証明書(様式第1号)(養育者が養育里親等である場合に限り。)

(2) 児童養護施設等における要保護児童の養育経験期間等に関する証明書(様式第2号)(養育者が養育里親等以外である場合に限り。)

(3) 養育者等及び事業開始後もファミリーホームに同居する14歳以上の者の刑罰証明書交付依頼承諾書(様式第3号)

(4) ファミリーホームの登記簿謄本又は賃貸借契約書の写し

(5) ファミリーホームにおける世帯全員を記載した発行日が3か月以内の住民票の写し

(6) 養育者全員の現住所における住民票の写しで、発行日が3か月以内のもの(ファミリーホームが、養育者の現住所と異なる場合に限り。)

(7) 発行日が3か月以内の養育者の健康診断書

(8) ファミリーホームの縮尺及び寸法が記載された各階平面図及び立面図並びに周辺地図

(9) 前年分の源泉徴収票又は納税証明書(法人の場合にあつては、租税を滞納していないことの証明書(法人税並びに消費税及び地方消費税に係る証明書))

(定員)

第6条 各ファミリーホームの委託児童の定員は、5人又は6人とする。

(設備等)

第7条 ファミリーホームは、委託児童、養育者及びその家族が、健全で安全な日常生活を営む上で必要な設備を設け、かつ、保健衛生及び安全について配慮されたものでなければならない。

(職員)

第8条 ファミリーホームには、2人の養育者(夫婦であることとする。)及び1人以上の補助者(養育者が行う養育について養育者を補助する者をいう。以下同じ。)を置かななければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が委託児童の養育に適した家庭的環境が確保されていると認める場合には、当該ファミリーホームに置くべき職員を、1人の養育者及び2人

以上の補助者とすることができる。

3 養育者は、当該ファミリーホームに生活の本拠を置く者で、かつ、第1号から第4号までのいずれか及び第5号に該当する者でなければならない。

- (1) 養育里親等として2年以上同時に2人以上の里親委託児童の養育の経験を有する者
- (2) 養育里親等として5年以上登録し、かつ、通算して5人以上の里親委託児童の養育の経験を有する者
- (3) 児童養護施設等において直接処遇職員として要保護児童の養育に3年以上従事した者で、市長が適当と認めたもの
- (4) 前3号に準ずる者として、市長が適当と認めた者
- (5) 法第34条の20第1項各号の規定に該当しない者

4 補助者は、前項第5号に該当する者でなければならない。

5 養育者及び補助者（以下「養育者等」という。）は、家庭養護の担い手として、養育里親等に準じ、規則第1条の34に規定する養育里親研修及び規則第1条の37第2号に規定する研修を受講し、その養育の質の向上を図るよう努めなければならない。

（事業者及び養育者の要件の審査）

第9条 市長は、事業者及び養育者の要件を審査するに当たり、当該養育者を里親登録している児童相談所長又は要保護児童の養育等に識見を有する者に、その意見を求めることができる。

（事業開始等の届出）

第10条 法第34条の4第1項の規定による本事業の届出は、堺市小規模住居型児童養育事業届出書（様式第4号）により、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 運営規程
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 職員の経歴書
- (5) 事業者が法人である場合にあっては、その法人格を有することを証する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第69条第1項の規定による届出は、堺市小規模住居型児童養育事業に係る第二種社会福祉事業届出書（様式第5号）により行わなければならない。同条第2項の規定による届出をする場合も、同様とする。

（運営規程）

第11条 前条第1項第1号の運営規程に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 養育者等の職種、人数及び職務の内容
- (3) 委託児童の定員
- (4) 養育の内容

- (5) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
- (6) 委託児童の人権の養護及び虐待の防止のための措置に関する事項
- (7) 規則第1条の28の外部の者による評価の実施方法等養育の質の向上を図るための措置の内容
- (8) その他運営に関する事項で市長が必要と認めるもの  
(事業計画)

第12条 第10条第1項第2号の事業計画書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業の概要（事業者、名称、管理者氏名、開設年月日及び職員配置）
- (2) 養育の年次目標
- (3) 養育計画（生活日課、居室利用計画、食事提供、生活指導目標及び行事予定）
- (4) 職員処遇計画（勤務体制、職務分担、勤務表、職員会議計画及び研修計画）
- (5) 保健衛生に関わる事項（日常生活習慣上の目標及び定期検診の予定）
- (6) 防災計画（職員及び児童への防災知識修得の機会提供並びに避難訓練実施計画）
- (7) 地域、学校等との連携内容（地域、学校、PTAにおける行事参加予定並びに担当児童福祉司との協力、情報提供等連携の方法及び内容）
- (8) 苦情対応体制（第三者委員の氏名及び連絡先）
- (9) 関係機関との連携内容（関係機関一覧及び連絡先）
- (10) その他事業に関する事項で市長が必要と認めるもの  
(事業の変更等の届出)

第13条 法第34条の4第2項の規定による届出は、堺市小規模住居型児童養育事業変更届出書（様式第6号）により、変更のあった日から起算して1か月以内に行わなければならない。

2 法第34条の4第3項の規定による届出は、あらかじめ、堺市小規模住居型児童養育事業（廃止・休止）承認申請書（様式第7号）により行わなければならない。

（事業実施に当たっての留意点）

第14条 事業者は、次に掲げる事項に留意し、適切に事業を実施しなければならない。

- (1) 養育者等は、養育を行うに当たっては、委託児童及び保護者の意向を把握し、懇切丁寧な対応を心がけるとともに、秘密保持について十分留意すること。
- (2) 主たる養育者は、業務の管理その他の管理を一元的に行うこと。
- (3) 事業者は、委託児童が不安定な状態となる場合及び緊急時の対応等委託児童の状況に応じた養育を行うことができるよう学校、児童相談所、児童福祉施設、要保護児童対策地域協議会その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保すること。
- (4) 事業者は、市長からの求めに応じて、委託児童の状況等について、6か月に1回以上の頻度で定期的に調査を受けること。
- (5) 養育者等は、児童相談所長が養育者及び委託児童並びに保護者の意見を聴いて、当該委託児童ごとにあらかじめ作成する自立支援計画に従って、当該委託児童を養育す

ること。

- (6) 養育者等は、法第33条の10各号に掲げる行為その他委託児童の心身に有害な影響を与える行為をしないこと。
- (7) 養育者等は、その行った養育に関する委託児童からの苦情その他の意思表示に対し、迅速かつ適切に対応するとともに、事業者は、苦情の公正な解決を図るために第三者を関与させ、養育者等に対する研修を実施する等の措置を講じること。
- (8) 事業者は、自ら行う養育の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けてそれらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めること。
- (9) 事業の運営に当たっては、委託児童の記録、事業運営に係る会計に関する帳簿等を適切に整備すること。この場合において、養育者等の人件費及び委託児童の生活に係る費用の支出は、区分を明確にして帳簿に記入しなければならない。
- (10) その他関係法令等の規定に留意し、児童が心身ともに健やかにして社会に適応するよう、適切な養育を行うこと。

(調査及び指導)

- 第15条 市長は、委託児童の福祉のために必要があると認めるときは、法第34条の5第1項の規定により事業者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはファミリーホームに立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 児童相談所長は、事業者に対し、適宜必要な訪問調査等を行い、当該児童の養育に関し、適切な助言及び指導を行うものとする。
  - 3 事業者は、市長又は児童相談所長による調査に協力し、その助言及び指導に対し、適切な措置を講じなければならない。

(事業の制限又は停止)

- 第16条 市長は、法第34条の6の規定により事業者に対し、本事業の制限又は停止の処分を行うときは、委託児童を措置する児童相談所長に対し、あらかじめ意見を聴取するものとする。
- 2 市長は、法第34条の6の規定による処分を行ったときは、児童相談所長に速やかに通知するものとする。
  - 3 委託児童を措置する児童相談所長は、法第34条の6の規定による処分を受けた事業者に措置されている当該児童の処遇に対し、必要な措置を講じなければならない。

(経費)

- 第17条 本事業の運営に関する経費は、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日付け厚生省発児第86号厚生事務次官通知）によるものとする。

(秘密の保持)

- 第18条 養育者等は、正当な理由がなく、その業務を遂行する上で知り得た秘密を漏ら

してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。